

民間開設型市民農園

開設の手引き

令和6年1月改訂

名古屋市緑政土木局都市農業課
名古屋市農業委員会事務局

目 次

民間開設型市民農園の開設方法と手続きの流れ	1 ~ 3
貸付協定について	4
農家開設型市民貸付協定の見本	5 ~ 9
確認書（市街化調整区域内での市民農園開設の場合）	10
企業開設型市民貸付協定の見本	11 ~ 16
貸付規程について	17
農家開設型市民貸付規程の見本	18 ~ 21
企業開設型市民貸付規程の見本	22 ~ 26
貸付規程の様式見本	27 ~ 30
＜参考＞	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく市民農園	31
（企業開設型市民農について）	

民間開設型市民農園を開設される方へ

民間開設型市民農園は、農地を比較的小さな区画に区分けして、市民に貸し付ける農園です。開設者による自主事業ですが、一定の要件を満たす場合には、補助制度があります（予算には限りがありますので、申請を検討される場合は事前にご相談ください）。

民間開設型市民農園のうち、農地を所有する方が開設する農園を農家開設型市民農園、農地を所有しない方が生産緑地を借りて開設する農園を企業開設型市民農園と呼びます。

以下では、名古屋市市内で民間開設型市民農園を開設する方法とその流れについてご案内します。

【 開設に向けての準備 】

- ・ どこで、どのような農園を開設し、どのように運営していくのかを決めてください。開設にあたっては市と貸付協定を締結したり、農業委員会の承認を受けたりする必要がありますので、次のことについては必ず決めていただく必要があります。
 - (1) 農園にする農地の所在、地番、面積
 - (2) 農園利用者の募集と選考の方法
 - (3) 貸付条件（区画の面積や貸付期間など）
 - (4) 農園を管理・運営していく方法
- ・ 農園開設後の路上駐車等のトラブル発生を防ぐために、農園周辺にお住まいの方などに影響があると思われるような場合は、あらかじめよく調整をしておいてください。

ご注意ください

- ・ 市街化調整区域内の農地で市民農園を開設すると、農地所有者が自ら農業経営を行っていることにはなりません。そのため、**相続税等の納税猶予**を受けている農地で市民農園を開設すると、納税猶予の期限が確定してしまいます。また、市民農園開設中に相続が発生した場合も相続税の納税猶予を受けられません。
- ・ 一方で、生産緑地地区の区域内的の農地であれば、民間開設型市民農園を開設しても相続税等の納税猶予を受けることができます。また、市民農園の管理に一定の従事をすれば、市民農園開設後も主たる従事者とみなされ、主たる従事者の死亡、故障による生産緑地の買取り申し出をすることができるようになりました。

＜あらかじめ農地を管轄する区役所・支所の窓口にご相談ください＞

このような農地は開設できません。

- ・小作権がある農地
- ・利用権の設定がある農地

【市への申請など】

市民農園を開設するには、「貸付協定」と「貸付規程」を作成していただく必要があります（作成にあたっては、この手引きの見本を活用してください）。

1 貸付協定の締結

市民農園を適切に管理・運営していただくことや、市民農園の開設が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために、名古屋市と「貸付協定」を締結していただきます。

貸付協定の見本は、農地を管轄する区役所・支所の窓口でお渡ししております。貸付協定（見本では計5ページ、各ページを綴じ、割り印が必要）を農家開設型は2部、企業開設型は3部作成し、農地を管轄する区役所・支所に提出して下さい。

農家開設型市民農園を開設する農地が市街化調整区域である場合は、これに加えて「市街化調整区域内農地に市民農園を設置するに当たっての確認書」1部を添付していただく必要があります。

企業等開設型市民農園を開設する場合は、農地所有者と開設者との間で土地の貸借契約を結ぶ必要があります。貸付協定提出時に契約書の写しの提出が必要です。

ご注意ください

貸付協定の締結は、市民農園におけるトラブルについて、市が責任を負うことを意味しません。周辺住民の方や利用者に関するトラブルが発生した場合は、当事者間で解決をしてください。

2 貸付規程の承認申請

貸付協定を締結した後に、市民農園の管理・運営の具体的な方法や、貸付条件などについて農業委員会の承認を受ける必要があります。農地を管轄する区役所・支所の農業委員会事務局の窓口に、次の書類を添付した承認申請書（正本1部・副本1部）を提出してください。

- ・貸付規程
- ・位置図・公図（又は地籍図）の写し
- ・締結済の貸付協定の写し

3 補助金の申請

貸付協定締結、貸付規程承認後、補助金を希望する場合は申請書を提出します。補助金の交付決定を受けた後、農園を整備します。農園の整備終了後、実施報告書、請求書を提出します。

【 承認を受けた後から開園まで 】

農業委員会の承認を受けたら、市民農園を開設することができます。貸付協定と貸付規程にしたがって、次のことを行ってください。

- ・市民農園の整備（区画割り、共用部分の整備、看板の設置など）
- ・利用者の募集、応募受付、選考

※市民農園の開設情報を名古屋市ホームページに掲載することもできますので、農地を管轄する区役所・支所の窓口に相談して下さい。

※市民農園周辺における路上駐車や利用者の農薬使用について周辺住民の方とのトラブルが発生することが多くありますので、利用開始の際に、特に利用者に周知を徹底して下さい。農薬については、愛知県作成の農薬使用についてのパンフレットを手配することもできますので、ご相談ください。

【 開園後 】

- ・開園後は、市民農園が適正に利用されるよう、貸付協定と貸付規程にしたがって管理・運営を行ってください。通路・法面等の管理用地や空き区画の管理も、適切に行ってください。
- ・開園後（1ヶ月以内）に、実施状況報告書を提出してください。
- ・毎年8月以降に、7月末現在の開設状況について、実施状況報告書を提出してください。
- ・市民農園を閉園する場合は、廃止報告書を提出して下さい。利用者に対しても、貸付規程に定められた手続きに従って必要な事前告知をしてください。

貸付協定について

貸付協定は、農地を適切に管理・運営し、市民農園の開設が周辺地域に支障を及ぼさないようにするために、あらかじめ合意しておくべき内容を記載し、開設者と名古屋市とで協定を締結するものです。

貸付協定に記載しておくべき内容

- ・市民農園の開設承認が取り消された後において、農地の適切な利用を確保する方法
- ・農地の管理の方法
- ・農業用水の利用に関する調整方法とその他地域の農業との調整方法
- ・市民農園の運営状況についての報告に関する事項
- ・貸付協定に違反した場合の措置
- ・その他必要な事項

貸付協定の見本を、次のページ以降に掲載しました。

農家開設型用見本→5～9ページ（市街化調整区域内農地の場合は5～10ページ）

企業開設型用見本→11～16ページ

貸付協定

(目的)

第1 **【特定農地貸付けにより市民農園を開設する者】**（以下「甲」という。）と名古屋市（以下「乙」という。）は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の区域)

第2 この協定の区域は、次に掲げる土地とする。

所在地	地目	面積	備考

(適切な管理及び運営の確保)

- 第3 甲は、特定農地貸付けを受けた者（以下「利用者」という。）に対して、必要に応じて、農作物等の栽培指導を行うものとする。
- 2 甲は、利用者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「利用区画」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、利用者に対して、当該利用区画の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
 - 3 甲は、利用者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
 - 4 甲は、特定貸付農地内の通路及び法面等の利用区画以外について適切な管理を行わなければならない。
 - 5 甲は、利用者が、他の利用者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、利用者間に紛争が生じた場合には自ら適切に処理しなければならない。なお、乙は、甲から相談を受けた場合は、助言をするものとする。

(周辺地域に支障を及ぼさないことの確保)

- 第4 甲は、市民農園の整備に当たり、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。
- 2 甲は、市民農園の整備に当たり、土砂の流出及び法面の崩落等について、周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないように対策しなければならない。
 - 3 甲は、地域において行う共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、利用者に適切に連絡するものとする。
 - 4 甲は、利用者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
 - 5 乙は、甲から前各項に関して指導等の要請があったときには、助言をするものとする。

(特定農地貸付けの中止又は廃止)

第5 乙は、甲が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、農地を適切に利用していないと認められる場合には、この協定を廃止するものとする。

2 甲は、前項による協定の廃止があったとき、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）には、自ら当該農地の適切な農業利用を行うものとする。

3 乙は、前項の場合において、甲から相談を受けたときは、助言をするものとする。

4 甲は、特定農地貸付けを廃止する場合には、原則として、6箇月間の予告期間をおいて行うものとし、乙に別記様式第1号により報告するものとする。

(協定の実施状況の報告)

第6 甲は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、別記様式第2号①は開設後1箇月以内に、別記様式第2号②は毎年7月末日現在の状況を記載し、8月末日までに、定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第7 乙は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(情報の開示)

第8 乙は、この協定による市民農園、その開設者としての甲(甲の業務を受託する者を含む。)の氏名及びその連絡先等について、当該市民農園の周辺住民及び農園利用希望者等の問合せに応じて、開示することができる。

この協定を証するため、本書を2通作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 ⑩

乙 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏名 名古屋市代表者
名古屋市長 ⑩

特定農地貸付けによる農園開設の変更（中止・廃止）報告書

（申請先）

名古屋市長

申請者 住所
氏名
連絡先

令和 年 月 日に貸付協定を締結しました特定農地貸付けによる農園開設を次のとおり変更（中止・廃止）しました（します）ので、貸付協定第5により報告します。

農園名	
所在地	
変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）の期日	

令和 年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

特定農地貸付け事業の実施状況報告書

令和 年 月 日に貸付協定を締結しました特定農地貸付け事業の実施状況について、貸付協定第6に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農園名 _____ 農園 (名古屋市 区)

2 応募状況

募集区画数	区画	1区画の面積（平均） m ²
応募数	人	申込みの方法（申込数） ・はがき（ ） ・ファクス（ ） ・ネット（ ） ・< >（ ）
選考方法（○をつける）	先着順	<先着順の場合> 募集開始から定員になるまでの日数 _____ 日
	抽選	<抽選の場合> 抽選の方法

3 開園日
令和 年 月 日

4 市民農園の適切な管理及び運営のための措置について

5 周辺地域への支障の回避措置等について

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

特定農地貸付け事業の実施状況報告書

令和 年 月 日に貸付協定を締結しました特定農地貸付け事業の実施状況について、貸付協定第6に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農園名 _____ 農園 (名古屋市 区)

2 利用状況

区画数	区画	空き区画の理由 (○をつける) 応募が少ない ・ 辞退者のため
現在の利用区画数	区画	
再募集の有無	有 ・ 無	有の場合 (○をつける) 繰り上げ ・ 抽選

3 市民農園の適切な管理及び運営のための措置について

4 周辺地域への支障の回避措置等について

5 その他

市街化調整区域内農地に市民農園を 設置するに当たっての確認書

名古屋市長 あて

市民農園とする農地

所在	地目	面積	m ²
----	----	----	----------------

上記農地を市民農園とするにあたり、下記のことについて承知いたします。

令和 年 月 日

所有者	住所
	氏名

記

1. 相続税の納税猶予について

当該特定農地貸付法の契約により、契約期間中に相続が発生した場合は、相続税の納税猶予を受けられないことを承知いたします。

また、現在、納税猶予を受けている農地については、その措置がはずされ、規定の相続税を納付することを承知いたします。

2. 上記のことについては、今後、権利を承継していく者に対しても申し伝え、周知いたします。

貸付協定

(目的)

第1 [特定都市農地貸付けにより市民農園を開設する者] (以下「甲」という。)、[農地の所有者] (以下「乙」という。) 及び名古屋市 (以下「丙」という。) は、市民農園の用に供する農地 (以下「特定貸付農地」という。) の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の区域)

第2 この協定の区域は、次に掲げる土地とする。

所在地	地目	面積	備考

(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保)

第3 甲は、特定都市農地貸付けを受けた者 (以下「利用者」という。) に対して、必要に応じて、農作物等の栽培指導を行うものとする。

2 甲は、利用者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地 (以下「利用区画」という。) の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、利用者に対して、当該利用区画の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 甲は、利用者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 甲は、特定貸付農地内の通路及び法面等の利用区画以外について適切な管理を行わなければならない。

5 甲は、利用者が、他の利用者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、利用者間に紛争が生じた場合には自ら適切に処理しなければならない。なお、丙は、甲から相談を受けた場合は、助言をするものとする。

(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保)

第4 甲は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 甲は、市民農園の整備に当たり、土砂の流出及び法面の崩落等について、周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう対策しなければならない。

3 甲は、地域において行う共同防除等の病虫害の防除の計画を把握し、利用者に適切に連絡するものとする。

4 甲は、利用者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

5 丙は、甲から前各項に関して指導等の要請があったときには、助言をするものとする。

(貸借契約の締結)

第5 甲は、第1に定める特定貸付農地の貸借に当たり、乙と貸借契約を締結するものとし、丙に締結した貸借契約書の写しを提出しなければならない。

(特定都市農地貸付けの中止又は廃止)

第6 甲は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「準用特定農地貸付法」という。）第3条第3項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。

2 甲は、特定都市農地貸付けを廃止する場合には、原則として、6箇月間の予告期間をおいて行うものとし、丙に別記様式第1号により報告するものとする。

3 甲は、準用特定農地貸付法第3条第3項の特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている利用者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

4 丙は、前項の規定に関して、甲から相談を受けた場合は、必要な助言を行うものとする。

(協定の実施状況の報告)

第7 甲は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、別記様式第2号①は開設後1箇月以内に、別記様式第2号②は毎年7月末日現在の状況を記載し、8月末日までに、丙に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第8 乙及び丙は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第9 乙は、甲が第3の2及び3、第4の1から4に違反したと認めたときには、甲と締結する貸借契約を解除するものとする。

2 前項に基づき貸借契約が解除されたときは、甲は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。なお、この場合、本協定第6の2から4までを準用するものとする。

(特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の廃止)

第10 丙は、甲が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を廃止するものとする。

2 前項に基づき本協定が廃止されたときは、甲は市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。なお、この場合、本協定第6の2から4までを準用するものとする。

(情報の開示)

第11 丙は、この協定による市民農園、その開設者としての甲（甲の業務を受託する者を含む。）の氏名及びその連絡先等について、当該市民農園の周辺住民及び農園利用希望者等の問合せに応じて、開示することができる。

この協定を証するため、本書を3通作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 氏名 ⑩

乙 住所 氏名 ⑩

丙 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏名 名古屋市代表者
名古屋市長 河村 たかし ⑩

特定都市農地貸付けによる農園開設の変更（中止・廃止）報告書

（申請先）

名古屋市長

申請者 住所
氏名
連絡先

令和 年 月 日に貸付協定を締結しました特定都市農地貸付けによる農園開設を次のとおり変更（中止・廃止）しました（します）ので、貸付協定第6により報告します。

農園名	
所在地	
変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）の期日	

令和 年 月 日

（あて先）名古屋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

特定都市農地貸付け事業の実施状況報告書

令和 年 月 日に貸付協定を締結しました特定都市農地貸付け事業の実施状況について、貸付協定第7に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農園名 _____ 農園 (名古屋市 区)

2 応募状況

募集区画数	区画	1区画の面積（平均） m ²
応募数	人	申込みの方法（申込数） ・はがき（ ） ・ファクス（ ） ・< >（ ）
選考方法（○をつける）	先着順	<先着順の場合> 募集開始から定員になるまでの日数 _____ 日
	抽選	<抽選の場合> 抽選の方法

3 開園日
令和 年 月 日

4 市民農園の適切な管理及び運営のための措置について

5 周辺地域への支障の回避措置等について

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

特定都市農地貸付け事業の実施状況報告書

令和 年 月 日に貸付協定を締結しました特定都市農地貸付け事業の実施状況について、貸付協定第7に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 農園名 _____ 農園 (名古屋市 区)

2 利用状況

区画数	区画	空き区画の理由 (○をつける) 応募が少ない ・ 辞退者のため
現在の利用区画数	区画	
再募集の有無	有 ・ 無	有の場合 (○をつける) 繰り上げ ・ 抽選

3 市民農園の適切な管理及び運営のための措置について

4 周辺地域への支障の回避措置等について

5 その他

貸付規程について

貸付規程は、市民農園の管理・運営の具体的な方法や、貸付条件などについて開設者が定め、利用者と共有していただく「ルールブック」です。市民農園の開設と運営は、すべて貸付規程に基づいて行っていただくことになります。

農業委員会は市民農園開設の承認申請があった場合、個々の貸付規程が、法律（特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律）に定められた要件を満たすものであるかどうかを審査します。

1 貸付規程に記載しなければならない事項

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
- (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件
- (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
- (5) その他農林水産省令で定める事項（農地について持っている権利の種類など）

2 農業委員会が審査する事項

- (1) 利用者1人が利用できる区画の面積が1,000㎡未満であること。
- (2) 複数の者を対象に、貸付が行われること。
- (3) 貸付規程に従って、公平に貸付が行われること。
- (4) 利用者が、営利目的で栽培を行うような貸付ではないこと。
- (5) 貸し借りの期間が5年を超えないものであること。
- (6) 周辺地域の農業に悪影響を及ぼさない位置、規模であること。
- (7) 利用者の募集や選考が、公平であること。
- (8) 貸付条件が違法・不当なものでないこと。
- (9) 小作権、利用権等が設定されていないこと。
- (10) 利用者が農地を適切に利用できるような管理がされる市民農園であること。

3 貸付規程の作成例

貸付規程の見本を、次のページ以降に掲載しました。貸付規程の作成にあたって参考にしてください。本市におけるスタンダードな市民農園を想定して作成しております。

貸付規程は「どのような市民農園を開設したいか」によって、書いていただく内容は異なります。作成にあたってはよく検討をしていただき、必要に応じて、この例にある記載を書き変えたり、足りない事項を加えたり、不要な事項を削ったりしてください。

農家開設型用見本→18～21ページ

企業開設型用見本→22～26ページ

各種様式→27ページ～30ページ

参考例（農家開設型用）

特定農地貸付規程

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇[貸付主体の名称]が行う特定農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付けは、〇〇〇[貸付主体の名称]（以下「開設者」という。）が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び開設者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（利用条件）

第4 利用条件は、次のとおりとする。

（1）利用期間は、〇年間とする。

（2）利用料は、1区画当たり年間〇〇〇〇円とする（注 区画の面積によって利用料が異なる場合は、その旨記載する。）。

（3）貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）は、利用料を毎年〇月〇日までに、開設者に支払うものとする。

（4）利用者は、自己の責に帰する事由によって、農園の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（5）農園の栽培植物及び農園内での利用者の物品等の損失については、補償しない。

（6）利用者の利用できる施設は、承認の際に指定された農園の区画のほか、農園に付帯する共用施設及び設備とする。

（7）種苗等植物栽培に要する物品及び農具は、利用者が用意するものとする。

（8）収穫後の残渣等については、周辺に迷惑をかけないように利用者が責任をもって処理するものとする。

（9）利用者は、利用者が使用している区画や使用した施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、ごみは持ち帰る等他の利用者と協力して貸付農地の環境の整備、保全に努めるものとする。

2 利用者は、農園の利用にあたっては、善良な管理者の注意をもって管理をしなければならず、貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）建築物及び工作物を設置すること。

（2）野菜もしくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。

（3）竹木を栽培すること。

（4）営利を目的として作物を栽培すること。

（5）貸付農地を第三者に利用させること。

（6）指定された区画以外に立ち入る等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（7）周辺の土地に立ち入ったり、周辺道路への駐車等周辺農地耕作者や周辺住民に迷惑を及ぼすこと。

（8）農園利用承認の際の条件に違反すること。

（9）その他農園の設置目的に反すること。

参考例（農家開設型用）

（募集の方法）

- 第5 農園を利用しようとする者の募集は、チラシ、掲示等による一般公募とする。
- 2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日間とするものとする。
 - 3 農園の利用の募集は、農園単位で、当該農園の利用可能区画の数だけ行う。

（申込みの方法）

- 第6 農園を利用しようとする者は、第5の2に規定する募集期間内に開設者へ申込書を提出しなければならない。
- 2 前項の申込みをすることができる者は、徒歩、自転車又は公共交通機関で農園に来ることができる者とする。
 - 3 農園を利用しようとする者は、第5の2に定める募集期間に、第3号様式又は別に定める利用申込みの方法により、利用の申込みをしなければならない。
 - 4 前項の利用申込みは、一の利用期間に係る募集を通じて1世帯につき1区画に限る。
 - 5 第3項の利用申込みは、農園の中で区画を特定して行うことはできない。

（選考の方法）

- 第7 開設者は、第6の規定に基づき申込をした者の中から利用者を決定するものとする。
- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により利用者及び補欠を決定するものとする。
 - 3 開設者は、1又は2により利用者を決定した場合は、その旨を第1号様式により当該者に通知するものとする。
 - 4 開設者は、農園の利用を承認する場合に、これに条件を付すことができる。
 - 5 利用者を補充する場合は、当初の抽選による補欠者から、順次繰り上げるものとする。

（貸付農地の管理・運営等）

- 第8 開設者は、貸付農地及び管理地等の適切な維持・管理及び運営を行う。また、開設者の代わりに、管理人を設置することもできる。
- 2 開設者又は管理人は、次の業務を行う。
 - (1) 貸付農地及び施設の見回り並びに利用者に対する必要な指示
 - (2) 貸付農地における作物の栽培等の指導
 - (3) 貸付農地における農薬等の適正使用についての指導
 - (4) 貸付農地で利用されていない区画及び通路・法面の管理

（利用承認の取消）

- 第9 次の各号の一に該当するときは、農園の利用承認を取り消すことができる。
- (1) 利用者から別に定める第2号様式により利用辞退の申出があったとき。
 - (2) 利用者が第4の2の各号に掲げる行為をしたとき。
 - (3) 利用者が、正当な理由なく農園の利用を怠ったとき。
 - (4) その他開設者が、農園の利用が不相当と認めたとき。

（利用区画の返還）

- 第10 利用者は、第4の1の(1)の規定による利用期間が終了するときは、当該期間の終了までに、第9の規定によって利用承認を取り消されたときは、直ちに、利用区画を整地して原状に回復して、開設者に返還しなければならない。

参考例（農家開設型用）

（賃料の不還付）

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- （1） 利用者の責任でない理由で貸付ができなくなった場合
- （2） 開設者が相当な理由があると認めたとき

（貸付け事業の中止等）

第12 開設者は、特定農地貸付け事業を中止、または廃止する場合は少なくとも6ヶ月以前に利用者に通知するものとする。

（農薬の使用等）

第13 登録のある農薬を適用作物に農薬使用基準を守って適切に使用しなければならない。また、使用の際には農薬の飛散に十分注意しなければならない。

（契約書の提示）

第14 名古屋市からの提示の依頼があった場合には、契約書等を名古屋市に限り提示することに同意するものとする。

（情報提供）

第15 農園開設者が管理業務を受託する者等から農園利用者についての情報提供を求められた場合には、業務履行に必要な情報を提供することに同意するものとする。

（その他）

第16 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

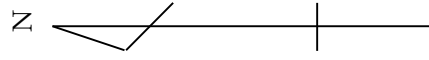
この規程は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

番号	所在	地番	地目		面積 (㎡)	位置	貸付主体が新たに権利を取得するもの			貸付主体が 既に有して いる権利に 基づくもの
			登記	現況			権利の 種類	住所	所有者 氏名	
(例) 1～10	○市○町	○番	田	畑	各 30 ㎡	別図の とおりの 別図の とおりの	—	—	—	所有権
11～20	○市○町	○番	畑	畑	各 30 ㎡ 600 ㎡					
計										

別図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



参考例（企業開設型用）

特定都市農地貸付規程

（目的）

第1 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇（以下「開設者」という。）が行う特定都市農地貸付け（以下「貸付け」という。）の実施・運営に関し必要な事項を定める。

（貸付主体）

第2 本貸付けは、開設者が実施するものとする。

（貸付対象農地）

第3 貸付けに係る農地（以下「貸付農地」という。）の所在、地番、面積及び開設者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類（貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名及び住所を含む。）は、別表のとおりとする。

（利用条件）

第4 利用条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用期間は、〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日とする。ただし、開設者と貸付けを受ける者（以下「利用者」という。）が利用期間の末日までに利用契約を更新することについて合意したときは、利用契約を更新するものとする。
 - (2) 利用料は、1区画当たり年間〇〇〇円とする。
（（注） 区画の面積及び立地条件等により賃料が異なる場合は、その旨記載する。）
 - (3) 利用者は、賃料を毎年〇〇月〇〇日までに開設者に支払うものとする。
 - (4) 利用者は、自己の責に帰する事由によって、農園の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
 - (5) 農園の栽培植物及び農園内での利用者の物品等の損失については、補償しない。
 - (6) 利用者の利用できる施設は、第7第4項に定める通知により指定された農園の区画のほか、農園に付帯する共用施設及び設備とする。
 - (7) 種苗等植物栽培に要する物品及び農具は、利用者が用意するものとする。
 - (8) 収穫後の残渣等については、利用者が責任をもって処理することとし、開設者又は運営管理受託者の指示に従うものとする。
 - (9) 利用者は、利用者が使用している区画や使用した施設等については、清掃及び整理整頓を行うほか、ごみは持ち帰る等他の利用者と協力して貸付農地の環境の整備、保全に努めるものとする。
- 2 利用者は、農園の利用にあたっては、善良な管理者の注意をもって管理をしなければならないが、貸付農地において、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
- (1) 建築物及び工作物を設置すること。
 - (2) 開設者又は運営管理受託者が農園に設置した施設等（看板・区割り杭・番号札等も含む）を撤去すること。
 - (3) 農園内に、栽培用の不要資材・ごみ等を、放置すること及び埋め込み処分すること。
 - (4) 野菜もしくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。

参考例（企業開設型用）

- (5) 竹木を栽培すること。
- (6) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (7) 貸付農地を第三者に利用させること。
- (8) 指定された区画以外に立ち入る等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (9) 周辺の土地に立ち入ったり、周辺道路への駐車等周辺農地耕作者や周辺住民に迷惑を及ぼしたりすること。
- (10) 農園利用承認の際の条件に違反すること。
- (11) その他農園の設置目的に反すること。

（募集の方法）

- 第5 農園を利用しようとする者の募集は、開設者又は運営管理受託者の名称及び連絡先を明示したチラシや立看板及び空き区画ありの看板の掲示等による一般公募とする。
- 2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日間とするものとし、先着順に受け付けるものとする。また、第4第1項第1号の規定による更新を希望する利用者は、当該利用期間が満了する〇〇日前までに手続きを完了するものとする。
- なお、農園に空き区画が発生した場合には、上記の募集期間の定めによらず、随時募集を行うものとする。
- 3 農園の利用の募集は、農園単位で、当該農園の利用可能区画の数だけ行う。
- 4 第7第5項の規定に基づき補欠者に貸付けを行うことで空き区画がなくなる場合は、前3項に定める募集は行わない。

（申込みの方法）

- 第6 農園を利用しようとする者は、第5第2項に規定する募集期間内に申込書（第1号様式）を開設者又は運営管理受託者に提出しなければならないものとする。
- 2 前項の利用申込みは、区画を特定して行うことはできない。

（選考の方法）

- 第7 開設者は、第6の規定に基づき申込みをした者の中から先着順に利用者を決定するものとする。
- 2 申込みをした者の数が募集した数を上回る場合は、抽選により利用者を決定するものとする。なお、抽選に外れた者は補欠者とすることができる。
- 3 開設者は、第1項又は第2項により利用者を決定した場合は、区画の利用を承認した旨を第2号様式により当該者に通知するものとする。
- 4 開設者は、農園の利用を承認する場合に、これに条件を付すことができる。
- 5 空き区画が発生した際に、過去に行った募集に係る補欠者がいる場合は、開設者は、その補欠者を優先的に利用者に決定するものとする。

（貸付農地の管理・運営等）

- 第8 開設者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るため運営管理受託者を設置することができる。この場合において、開設者は、農園の管理・運営等について、運営管理受託者と「市民農園運営管理委託契約」を締結し、運営管理受託者とともに管理・運営業務を実施するものとする。
- 2 開設者及び運営管理受託者は、次の業務を行う。
- (1) 貸付農地及び施設を見回ること並びに利用者に対しての必要な指示

参考例（企業開設型用）

- (2) 利用されていない区画や農園内の側面（周り）の管理
- (3) 貸付農地における作物の栽培等の指導

（貸付農地の解約等）

第9 次の各号の一に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

- (1) 利用者から別に定める第3号様式により、利用辞退の申し出があったとき
- (2) 利用者が第4第2項の各号に掲げる行為をしたとき
- (3) 利用者が正当な理由なく農園の利用を怠ったとき
- (4) 利用者が、開設者・運営管理受託者の指示に従わないとき
- (5) その他、利用者が農園の適正な運営や他の利用者の利用に支障を及ぼす行為を行う等により、開設者・運営管理受託者が、その利用者に農園を利用させることが適当でないと認めたとき

（貸付農地の返還）

第10 利用者は、第4第1項第1号の規定による利用期間が終了するときは、当該期間の終了までに、第9の規定による解約をしたときは、直ちに、利用区画を整地して原状に回復して、開設者に返還しなければならない。

（賃料の不還付）

第11 既に納めた賃料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- (2) 開設者が相当な理由があると認めたとき

（貸付け事業の中止等）

第12 開設者は、貸付け事業を中止又は廃止する場合は、中止又は廃止の日の6箇月前までに利用者に通知するものとする。

（農薬の使用等）

第13 利用者は、登録のある農薬を適用作物に農薬使用基準を守って適切に使用しなければならない。また、利用者は、使用の際には農薬の飛散に十分注意しなければならない。

（契約書の提示）

第14 開設者は、名古屋市からの提示の依頼があった場合には、農園の管理・運営に関して締結した契約に係る契約書を名古屋市に提示することに同意するものとする。

（情報提供）

第15 開設者は、運営管理受託者から利用者についての情報提供を求められた場合には、業務履行に必要な情報を提供することに同意するものとする。

附 則

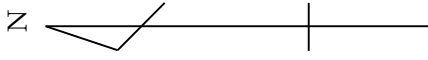
この規程は、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（平成30年法律第68号）第11条の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

番号	所在地	地番	地目		面積 (㎡)	位置	権利の種類	所有者	
			登記	現況				住所	氏名
(例) 1～10	○市○町	○番	田	畑	○○㎡	別図の とおりの	○○権 ○○権		
11～20	○市○町	○番	畑	畑	○○㎡				
計					計○○㎡				

別 図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20



※区画面積

1区画 〇〇㎡

※利用料金

№.〇〇、〇〇、〇〇は、〇〇円

№.〇〇、〇〇、〇〇は、〇〇円

№.〇〇、〇〇、〇〇は、〇〇円

№.〇〇は〇〇円

参考例

第3号様式（貸付規程第6）

市民農園利用申込書

令和 年 月 日

〇〇〇[貸付主体の名称] 様

下記の市民農園を利用するにあたり、当該市民農園の貸付規程を遵守して、利用することに同意し申込みます。

記

1. 農園名 〇〇〇〇農園

住 所：
氏 名：

個人情報の取り扱いについて記載する。

例：この申込書に記載された個人情報に関しては、市民農園の管理・運営及び名古屋市への情報提供以外に使用することはありません。

利用承認通知書

令和 年 月 日

住 所：
氏 名： 様

〇〇〇〇[貸付主体の名称]

市民農園の利用については、下記のとおり承認します。

記

1. 市民農園名 〇〇〇〇農園
2. 区画番号 No. _____
3. 利用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4. 利用料 ¥00,000*
5. 市民農園の利用に当たっては、裏面の注意事項を守ってください。
なお、この注意事項が守られないときは、利用の承認を取り消すことがあります。

農園利用にあたっての注意事項

- 第1. 農園の利用にあたっては、良好な管理をしなければならない。
- 第2. 利用期間終了までに、その利用区画を整地し、原状に回復しなければならない。
- 第3. 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 農園に工作物を設置し、または、〇〇〇[貸付主体の名称]が農園に設置する施設等を撤去すること。
 - (2) 農園を営利の目的に利用すること。
 - (3) 農園を第三者に利用させること。
 - (4) 農園利用承認の際の条件に違反すること。
 - (5) その他農園の設置目的に反すること。
- 第4. 利用者は、自己の責に帰する事由によって、農園の施設または設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5. 農園の栽培植物および農園内での利用者の物品等の損失については、補償しない。
- 第6. 利用者の利用できる施設は、承認の際に指定された農園の区画のほか、農園に付帯する共用施設及び設備とする。
- 第7. 〇〇〇[貸付主体の名称]は次の各号の一に該当する場合は、農園利用の承認を取り消すことができる。
 - (1) 利用者から利用辞退の申出があったとき。
 - (2) 利用者が、第3の各号に掲げる行為をしたとき。
 - (3) 利用者が、正当な理由なく農園の利用を怠ったとき。
 - (4) その他〇〇〇[貸付主体の名称]が農園の利用が不相当だと認めたととき。
- 第8. 利用契約者本人とその家族は、農園を利用することができます。

* 自己の責に帰する事由によって、前項の規定により農園の承認を取り消されたときは、利用者は直ちに利用区画を原状に回復し、〇〇〇[貸付主体の名称]に返還しなければならない。

市民農園辞退届

令和 年 月 日

〇〇〇[貸付主体の名称]様

住 所 : _____

氏 名 : _____

電話番号 : _____

下記のとおり、市民農園の利用を辞退します。

1. 農園名 : 〇〇市民農園
2. 区画番号 : _____
3. 承認されていた期間 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 辞退の理由 :
 - (1) 健康上の理由
 - (2) 住居の移転
 - (3) その他 _____

＜参考＞都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく市民農園

1 市民農園の歴史

1952年に農地法が施行されたことで、農地の貸借は厳しく制限され、市民農園を正規に開設することはできなくなりました。

しかし、農地の遊休化や農業の担い手不足、また市民農園への需要の高まりを受け、1989年「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」が施行され、開設者が地方公共団体や農業協同組合に限定されてはいるものの、市民農園を開設することができるようになりました。

また、2005年には「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」が改正され、農地所有者自らが市民農園を開設する場合（**農家開設型市民農園**）は、市町村と協定を締結し、農業委員会の許可を受けるという形で、市民農園の開設ができるようになりました。ただし、農地を所有していない企業やNPO法人、個人等が市民農園の開設者となる場合は、農地を直接農家から借りる事ができず、地方公共団体等から農地の使用貸借による権利又は賃借権の設定を受ける必要がありました。

2018年に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」では、農地を所有していない企業やNPO法人、個人等が市民農園を開設する場合でも、生産緑地地区の区域内の農地においては、地方公共団体等を介在させることなく、直接農地を農家から借りる事ができるようになりました。この法律に基づき市民農園（**企業等開設型市民農園**）を開設するには、農地の所有者と市町村との協定の締結、農業委員会の許可が必要です。

2 認定の要件

利用者1人が利用できる区画の面積が1,000㎡未満であることや、複数の者を対象に貸付が行われること、貸し借りの期間が5年を超えないものであること等、認定の要件は農家開設型市民農園と同じです。

3 開設の手続き

提出書類に若干の違いはあるものの、名古屋市・農地所有者との三者での貸付協定の締結や農業委員会の承認等、農家開設型市民農園の開設手続きと流れは同じです。

4 補助金について

農家開設型市民農園と同様、民間開設型市民農園開設促進事業の補助金を利用することができます。